

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 32 号議案及び諮問第 1 号並びに議員から提出されました決議第 1 号、以上 3 件を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案について審査終了の報告が、各委員長からあっておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めてまいります。

日程第 1. 第 4 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は総務常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、総務常任委員長の報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 4 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、「地方税法」の一部改正に伴うもので「公益信託に関する法律」の改正に伴う「所得税法」の規定の見直しにより、本条例の規定の整備を行うもので、施行日は「公益信託に関する法律」の施行日が属する年の翌年 1 月 1 日との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

第 4 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 4 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第4号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 第5号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例から日程第10. 第22号議案 令和8年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の9議案は福祉文教常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第5号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第5号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、県から示された市町ごとの標準税率を参考に、令和8年度以降の国保税率を定めるということです。

令和12年度に、佐賀県内のどこに住んでいても、同じ世帯構成、同じ所得であれば、同じ国保税になる「国保税率完全統一」が予定されており、完全統一となる際に、急激な税率の上昇とならないよう、令和8年度から5年をかけて標準税率に合わせていくこととしているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第6号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第6号議案 武雄市子育て総合支援センター設置条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、多様化する子育ての状況に柔軟に対応するための改正です。

県内の子育て支援センターの利用状況では、利用者の住所地にある支援センターの利用にとどまらず、広域にわたって利用をされているのが現状ということであり、利用者のニーズに合わせ、第4条の利用者の範囲を、市民に限らず利用可能となるよう改正するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第7号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第7号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、県内市町一斉に支給方法が現物給付化すること及び対象者の見直しを行うため、条例を改正するものでございます。

給付方法については、現在の償還払いから現物給付に変更され、また、助成対象からは「一人暮らしの寡婦」を除き、「子どもを養育しているひとり親家庭」のみに支援の集約を図りたいとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第8号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第8号議案 武雄市重度心身障害児福祉年金支給条例を廃止する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、対象児童1人当たり年額1万円を支給するものですが、昭和44年に施行され、既に56年が経過しており、これまでに法に基づく障がい児支援が強化され、経済支援も充実しており、市内でも障がい福祉サービス提供事業所も増加しているため、家族の経済的、精神的負担も軽減されていることから、福祉年金の支給は一定の役割を終えたものと判断し、福祉年金を終了したいとの説明を受けました。

委員からは、対象者に対しては丁寧な説明をお願いしたいと意見が出ております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第11号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第11号議案 武雄市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についての、審査の経過と結果を申し上げます。

マイナンバー事業の電子証明書の更新の手続が、申請から5回目の誕生日を迎える令和8年、9年に増加する見込みということです。

このため、手続可能な窓口を拡大し、窓口混雑の緩和、住民サービスの向上のため、マイナンバー事業の一部を郵便局に委託するものとの説明を受けました。

なお、委託先の郵便局は、三間坂郵便局と北方郵便局の2局ということです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 14 号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 14 号議案 令和 7 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれから 7819 万 1000 円を減額し、総額を 60 億 6841 万 5000 円とするものです。

主なものとして、歳出では、2 款. 保険給付費から 4 款. 保健事業費について、今年度の実績に基づく減額で、医療費の減少は被保険者数の減少によるものということです。

歳入の、5 款 1 項 1 目. 保険給付費等交付金 7568 万 7000 円については、歳出の保険給付費の減に伴うものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 15 号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 15 号議案 令和 7 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 89 万 3000 円を増額し、総額を 9 億 2378 万 6000 円とするもので、主なものとして、歳入の後期高齢者医療保険料の増額は、被保険者の増と激変緩和措置の廃止による調定額の増によるもので、保険基盤安定繰入金の減額については、低所得による保険料軽減となった被保険者の保険料が当初見込みより少なかったために減額となったものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 21 号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 21 号議案 令和 8 年度武雄市国民健康保険特別会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 57 億 4354 万 2000 円を計上されており、主なものとして、療養諸費及び高額療養費につきましては、国民健康保険加入者の医療機関等の受診に伴う医療費の給付で、加入者数の減少等により、昨年度に比べ、合わせて約 2 億 5000 万円の減となっております。国民健康保険事業費納付金につきましては、今年度から子ども・子育て支援金分が新設となり、2336 万 1000 円を計上されております。

保健普及費につきましては、人間ドック費用助成を 50 歳代全員に対象を拡大することや、特定健康診査等事業費につきましては、40 歳から 74 歳までの特定健診と 20 歳から 39 歳までのわかもん健診を受診される際、これまで 1 人当たり 600 円の自己負担をいただいていたが、令和 8 年度からは自己負担を無料化し、受診しやすい環境を整え、若いうちから多くの方に毎年の健診受診を習慣化していただき、生活習慣を見直し、早期介入、行動変容によって、将来の生活習慣病の予防、介護予防、ひいては健康寿命の延伸につなぎたいとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 22 号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 22 号議案 令和 8 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 11 億 3143 万 9000 円を計上されており、主なものとして、歳入の 1 款 1 項、後期高齢者医療保険料 8 億 3752 万 7000 円は、後期広域連合により算定され、市町が保険料収納を担っているもの。

また、歳出の 2 款 1 項、後期高齢者医療広域連合納付金 11 億 2483 万 9000 円は、主に収納した保険料を広域連合に納めるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

まず、第 5 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 5 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 5 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 6 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第6号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第6号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第7号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第7号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 8 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 8 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 11 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 11 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 11 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 14 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 14 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 14 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 15 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 15 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 15 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 21 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 21 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 21 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 22 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 22 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 22 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11. 第 3 号議案 武雄市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防に関する条例から、
日程第 24. 第 30 号議案 市道狩・日ダム 4 号線道路災害復旧工事請負契約の締結について
までを一括議題といたします。

以上の 14 議案につきましては産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 3 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 3 号議案 武雄市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防に関する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、中高層建築物等の建築に関し、建築主等が配慮すべき事項、建築計画の周知方法、その他必要な事項を定めることにより、建築紛争の予防を図り、良好な近隣関係の維持及び健全な居住環境の向上を目的とし、条例を制定するものでした。

施行日は令和 8 年 4 月 1 日とし、第 7 条から第 13 条までの規定は、令和 8 年 10 月 1 日以降に確認申請をしようとする中高層建築物等の建築について適用されるとの説明を受けました。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第9号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第9号議案 武雄市ふれあいサイクル場設置条例を廃止する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、平成11年に保養村内に設置された「武雄市ふれあいサイクル場」が、利用者の減少などにより、平成26年以降休止状態となっているため、今回、実状に合わせ、条例を廃止するものとの説明を受けました。

この施設は、令和5年4月に保養村キャンプ場等利活用事業で、受託事業者が運営するフィットネスやワークショップ施設としてリニューアルオープンしているとのことでした。

また、附則1項で施行期日、附則2項で「武雄市の公の施設の使用料に係る消費税及び地方消費税の取扱いに関する条例」の一部改正がなされていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第10号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第10号議案 財産の取得についての審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、「武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条

の規定により、議会の議決を求めるものでした。

取得の目的は「永島地区遊水公園整備事業用地」として、取得価格は7909万9404円とのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第16号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第16号議案 令和7年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、第1条で歳入歳出それぞれ20億1644万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ385億4700万2000円とするものでした。

歳入では、1款1項2目、車券発売金20億円が追加されており、これは12月定例会時の補正予算で車券発売金64億4000万円を増額し、総額339億4000万円と見込んでいたが、売上げが見込みを上回り、さらに3月開催のモーニング競輪、ミッドナイト競輪も好調が見込まれることから、増額をお願いするものとの説明を受けました。

また、1款2項1目、競輪開催費では、車券発売金20億円の追加に伴う経費がそれぞれ計上されていました。

第2条では、繰越明許費として800万円が計上されており、これは4月の記念競輪、5月の全プロ記念競輪に向けた「インターネット宣伝活動事業」について、開催間近にネット放映を行うことでより高い宣伝効果が見込まれるため、繰越しをお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 17 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 17 号議案 令和 7 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 928 万 9000 円を減額し、補正後の総額を 5394 万 1000 円とするものでした。

歳出については、1 款 1 項 1 目．給湯事業費の 12 節．工事請負費は、入札減により 1190 万 3000 円を減額。

24 節．積立金では、給湯事業基金への積立額として 261 万 4000 円が計上されていました。

また、歳入について、4 款 1 項 1 目．財産運用収入の 1 節．利子及び配当金に、給湯事業基金利子が計上されており、5 款 1 項 1 目．給湯事業債では、工事請負費の減額に伴い、借入額の減額がなされていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 18 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 18 号議案 令和 7 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、第 1 条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 18 万 5000 円を減額し、補正後の総額を 3 億 9010 万 3000 円とするものでした。

第2条では、繰越明許費として、1款1項、国道34号用地先行取得事業費8621万6000円が計上されており、理由としては、家屋等の解体に時間を要し、土地の引渡しまでに期間を要するため、繰越しをお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第19号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第19号議案 令和7年度武雄市下水道事業会計補正予算（第2回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、公共下水道事業において、国の補助金を活用して事業を前倒しで実施するもので、予算は令和8年度へ繰り越して執行を予定しているとの説明を受けました。

主なものとして、資本的支出1款1項1目、管渠整備費では、「ストックマネジメント点検調査業務委託料」として1100万円が計上されていきました。

この調査は、下水道施設の管渠・マンホール等を計画的に管理するため、令和4年度から継続的に実施しているもので、財源は国庫補助金及び一般会計補助金との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第23号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 23 号議案 令和 8 年度武雄市競輪事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

令和 8 年度の武雄競輪開催は、4 月の武雄市制 20 周年開設 76 周年記念競輪 G III、5 月の全プロ記念競輪をはじめとし、28 開催、84 日が予定されており、歳入歳出の予算総額はそれぞれ 423 億 1414 万 9000 円でした。

歳入の主なものとして、1 款 1 項 2 目の車券発売金では、記念競輪 G III 1 開催で 60 億円をはじめとして、全 28 開催で合計 411 億円が計上されており、これは武雄競輪場で初開催となる全プロ記念競輪や、選手宿舍等建設工事に伴い、令和 9 年度の開催分 6 開催が前倒して開催されるため、前年度当初予算額より 136 億円増額となっているとの説明を受けました。

歳出の主なものとして、1 款 1 項 1 目、競輪事務費の 14 節、工事請負費では、選手宿舍等建設に関連する工事として、浄化槽解体工事 2547 万 6000 円、駐車場等整備工事 4699 万 2000 円。

1 款 2 項 1 目、競輪開催費では、開催節数の増及び競輪業界全体の売上増に伴う選手賞金の増加により、7 節、報償費、選手賞金が前年度比で約 4 億円増の 12 億 4469 万 1000 円。

また、車券発売金増加や物価高騰等の影響により、役務費、委託費、負担金補助及び交付金、補償補填及び賠償金などの支出がそれぞれ増額となっていました。

2 款 1 項の繰出金では一般会計への繰出金 10 億 5000 万円、同款 2 項では公営競技納付金 2 億 9940 万円が計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 24 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 24 号議案 令和 8 年度武雄市給湯事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3401 万 4000 円と定めるものでありました。

歳出の主なものとして、1款1項1目、給湯事業費の11節、役務費、手数料319万円については、水質検査やタンク内の清掃や消毒に要する経費、14節「工事請負費」給湯メーター取替工事115万5000円については、計量法に基づき取替えを行うものとの説明を受けました。歳入の主なものとして、1款1項1目、給湯使用料2238万2000円については、供給先17施設からの使用料との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第25号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第25号議案 令和8年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

第1条歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ5277万6000円とするものでした。

新工業団地の造成工事が令和8年度年末に完了する予定で、これを受けて、1款1項1目、新工業団地整備事業費12節、委託料で、面積を確定させる測量設計業務委託料を計上しているとの説明を受けました。

また、2款1項1目、利子、22節、償還金利子及び割引料には、これまでの新工業団地整備事業債償還金利子が計上されていました。

第2表地方債では、新工業団地整備事業の起債が計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 26 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 26 号議案 令和 8 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入では、令和 4 年度から令和 7 年度までの用地取得分の国からの返還分として、1 款 1 項 1 目、不動産売払収入 1 億 6626 万 9000 円が計上されていきました。

歳出では、1 款 1 項 1 目、国道 34 号用地先行取得事業費の 16 節、公有財産購入費に、用地の取得に係る購入費として 2000 万円。

21 節、補償補填及び賠償金に、用地取得の際の付帯物件の補償等として 1 億 7000 万円が計上されていきました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 27 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 27 号議案 令和 8 年度武雄市工業用水道事業会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

武雄市の工業用水道事業は、令和 7 年度に杵島工業用水道企業団へ移管したことに伴い、現在は事業を休止しており、令和 8 年度は、支出として、浄水場の最低限の維持管理費及び減価償却費などを計上しているとの説明を受けました。

また、収入としては、1 款 2 項 1 目に一般会計からの補助金 2431 万 8000 円が計上されていきました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 28 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 28 号議案 令和 8 年度武雄市下水道事業会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

第 2 条業務の予定量は、水洗化戸数は前年度より 256 戸の増の「9462 戸」で、これに伴い、年間処理水量は 206 万 4908 立方メートルとなる見込みとの説明を受けました。

収益的収入は 17 億 722 万円を見込み、その主なものは、下水道使用料及び一般会計補助金とこのことです。

収益的支出は、施設維持管理費などで 13 億 3076 万 5000 円が計上されており、処理水量の増加、物価高騰、労務単価の増加に伴い、前年度より約 2200 万円の増となるとのことでした。

資本的支出の 1 款 1 項 1 から 3 目、28 節の工事費では、管渠整備工事、浄化槽設置 180 基、農業集落排水施設の更新などを予定しているとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 30 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 30 号議案 市道狩・日ダム 4 号線道路災害復旧工事請負契約の締結について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に

より議会の議決を求めるものでした。

工事は建設共同企業体による指名競争入札で、参加資格の申請を行った2つの企業体を指名し、2月19日に入札を行い、山崎・松尾一建工業・石丸建設共同企業体が、消費税を含め2億7500万円で落札、2月26日付で仮契約を締結したもので、工期は、議決の日の翌日から令和9年12月3日までとの説明を受けました。

本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決については、それぞれ議案ごとに行います。

まず、第3号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第3号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第3号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第9号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第10号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第16号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第16号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 16 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 17 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 17 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 17 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 18 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 18 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 18 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 19 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 19 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 19 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 23 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 23 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 23 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 24 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより 24 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 24 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 25 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 25 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 25 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 26 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 26 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 26 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 27 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 27 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 27 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 28 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 28 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 28 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 30 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 30 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 30 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 25. 第 13 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 13 回）から日程第 28. 第 29 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）までを一括議題といたします。

以上の 4 議案について、第 13 号議案及び第 20 号議案は所管の常任委員会に分割して、第 29 号議案は福祉文教常任委員会へ、第 31 号議案は産業建設常任委員会へと、それぞれ付託をしておりましたので、順次、報告を求めてまいります。

最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

まず、第 13 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 13 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計予算（第 13 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、2 款 2 項 2 目. 地域振興費では、みんなで育む学校の創立記念日助成金と

して、創立記念事業を実施する市内小学校に対して、1校当たり20万円の助成が行われていましたが、今年度、事業の実施がなかった3校分について計60万円を減額するもの。繰越明許費の補正では、通学通勤定期券補助事業において、定期券の有効期間終了後の実績払いとされていることから、有効期間が年度をまたいでいる場合は翌年度に補助金額が確定することとなるため、1661万7000円を令和8年度へ繰越しを行うとの説明を受けました。そのほかの事業につきましては、事業費の確定や実績見込みによる減額が主なものとなっております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第20号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第20号議案 令和8年度武雄市一般会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の主なものとして、市税では、賃金上昇の傾向が続いていることから給与所得の増が見込まれ、合併以降最大となった昨年をさらに上回る前年比2億8140万円増の66億610万円が計上されておりました。

また、19款1項3目、競輪事業特別会計繰入金では、競輪事業の収益から一般会計への繰入金として、こちらも過去最大となる10億5000万円が計上されておりました。

ふるさと納税についても、5億5000万円の歳入歳出が見込まれ、新たな返礼品の開発や既存返礼品の磨き上げに取り組むとともに、制度にのっとった事業の運営や寄附者への対応に取り組む、寄附額の増額を目指すとの説明がありました。

そのほか、物価高騰対策事業の財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8119万5000円が計上されておりました。

続いて、歳出の主なものとして、新規事業の宅地造成支援金として、橘・若木・武内・東川登・西川登町内で、2区画以上の1戸建て住宅の宅地造成を行う際の補助金で、対象は開発事業者ですが、1区画当たり50万円の5区画250万円を上限とする補助を令和12年度まで

の5年間実施し、予算措置については、事前相談があった時点で補正予算の対応をしていくとの説明を受けました。

そのほか、市制施行20周年記念事業として、地域振興と住民主体のまちづくりを推進するとともに、物価高騰の中でも地域活動の継続を支援し、持続可能で活気ある地域づくりを進めていくため、市内全107行政区へ20万円の交付金を交付するもの、20周年記念特別シンポジウムや佐賀ブルーナーズのプレシーズンマッチの開催費用に係る予算が計上されていました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第13号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第13号議案 令和7年度武雄市一般会計補正予算（第13回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、3款3項2目、児童措置費の児童手当では、当初想定していたよりも第1子、第2子の児童数の減少が大きかったことと法改正による第3子判定となる対象児童が少なかったことにより、4930万円を減額するということです。

また、児童扶養手当についても、受給者が当初見込みより支給人数、支給額が少なかったことにより1440万円の減額となっています。

3款3項3目、児童福祉施設費の教育・保育給付費は、保育所等への給付費ですが、令和7年度の公定価格が改定されたことを受け、9672万4000円を増額補正するものとの説明を受けました。

そのほか、事業費の確定による予算の調整を行うものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 20 号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 20 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、3 款 2 項 2 目では新規事業として、高齢者実態把握事業がございます。

自動車学校での認知・高齢者講習を受けた 70 歳以上の方に委託事業者よりアセスメントを実施し、介護予防教室やサロン等通いの場に接続することで、介護予防につなげるという目的で、委託料 674 万 5000 円が計上されております。

10 款 1 項 3 目では、小学校給食費支援事業費補助金として、1 億 4448 万 8000 円、これは令和 8 年 4 月から公立小学校の給食費無償化が全国一律に実施されることに伴い、本市においても、国県の交付金を活用し、実施するもので、中学校においても中学校給食費支援事業費補助金として、3816 万 2000 円を計上し、給食費の半額補助を行うとの説明を受けました。

10 款 4 項 3 目、文化財保護費では、史跡おつぼ山神籠石整備事業として、これまで駐車場として利用していた場所に、エントランス広場とガイダンス施設の建設を予定されており、事業費として 9593 万 1000 円が計上されております。

委員からは物価高騰の対応や駐車場整備について質問がなされ、執行部からは物価高騰については想定をしており、駐車場整備についても補助の基準で行いたいとの答弁がっております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 29 号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 29 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

生活保護扶助費として 3059 万 6000 円の予算計上であります。

これは、平成 25 年 8 月に実施された保護費の引下げ基準改定が、令和 7 年 6 月 27 日、最高裁において正式に「違法」と判決が下されたことに伴い、保護費の追加給付を行うためのものということです。

今回の追加給付の対象は、平成 25 年 8 月以降に生活保護を受給していた世帯で、現在受給中の世帯に加え、死亡以外の廃止世帯も含むということです。

武雄市では対象を 450 世帯と見込み、追加給付する扶助費を 2790 万円、そのほか委託料などの事務費を 269 万 6000 円と計上しております。

なお、歳入につきましては、扶助費の 4 分の 3 を国庫負担金、事務費の 10 分の 10 を国庫補助金として計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 13 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 13 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 13 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、8 款 4 項 2 目、下水道費 12 節では「富岡雨水幹線の管路補修に係る設計業務委託料」として 330 万円、14 節では「補修工事費」550 万円が計上されておりました。

これは、令和 7 年 1 月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、全国的に大口径かつ老朽化した管路の緊急点検が実施され、武雄市では、富岡雨水幹線約 1.2 キロメートルを調査した結果、緊急度 I と判定された 7 か所について補修を行うものとの説明を受けました。

財源として、15 款 2 項 4 目、土木費国庫補助金防災・安全交付金（雨水対策事業）、国の防災・安全交付金 400 万円が計上されておりました。

その他、同様の国、県の補正に伴う事業費の増額などがあつたほか、事業費の確定や入札減に伴う歳出の減額、これに伴う国庫補助等の歳入の減額が主な内容でした。

また、事業の進捗状況などで年度内に完了しない事業等について、繰越明許費として翌年度に繰り越す事業費が計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 31 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 31 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 14 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、第 1 条で歳入歳出それぞれ 1734 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 335 億 8931 万 9000 円とするものでした。

4 款 2 項 1 目、環境衛生費 12 節、負担金補助及び交付金「水道料金改定対策（水道メーター取替）支援補助金」では、1200 万円の増額補正がされていました。

これは、実際に水道メーターの減径工事を行った場合は、水道企業団に「給水装置改造申請」が必要となり、申請書等の作成に係る費用も別途発生することが確認され、当初設定していた補助上限 1 万円では、交換発注者の負担が大きくなる状況となったため、補助上限額を 3 万円に見直したいとの説明を受けました。

また、「物価高騰対策水道利用支援事業（水道料金減免事業）」については、2 月初旬の検針結果で、不足額が生じていることから、必要額を計上しているとのことでした。

いずれも、事業の財源は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」との説明を受けました。

第 2 条では、「市単独土地改良事業」に係る繰越明許費の追加をお願いしており、これは、橘町納手地区の揚水ポンプ補修工事で部品の交換が必要となり、年度内完了が見込めないため繰越しをお願いするものとの説明を受けました。

また、「水道料金改定対策（水道メーター取替）支援補助金」に係る繰越明許費の変更もされ

ており、事業期間が令和8年12月までとなっているため、増額補正分についても繰越しをお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第20号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第20号議案 令和8年度武雄市一般会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、4款2項1目．環境衛生費、18節．負担金補助及び交付金では、「SAGAゼロカーボン加速化事業補助金」が計上されており、これは佐賀県が県内全域で脱炭素施策の底上げを目的として、市町と協働して行う事業で、個人向けの太陽光発電と蓄電池をセットで整備された場合に、市町が申請受付、審査、補助金交付を行うものであるとの説明を受けました。

7款1項2目．商工振興費、18節．負担金補助及び交付金では「奨学金返還支援事業補助金」が計上されており、これは人材確保支援の一環として、佐賀県が実施している制度と連動し、武雄市でも従業員への奨学金返還支援に取り組む市内企業を支援するためのものとの説明を受けました。

8款2項2目．道路維持費、17節．備品購入費は、高齢化や人口減少に伴い、地元での市道の維持管理が困難となってきたことから、効率的な維持管理を図るためにラジコン草刈機1台を導入するためのものとのことでした。

また、治水対策事業としては、流域水害対策計画で重点整備地区と位置づける橘町の東川流域において、高頻度洪水による被害解消を図るための「東川流域排水対策設計委託料」、中小企業者及び小規模事業者が店舗等に浸水被害の防止・軽減を図るための止水板の設置工事、簡易設置型止水板等の購入に要する経費に対しての「浸水被害防止事業補助金」、永島地区に新たに整備予定の「永島地区遊水公園整備工事費」などが計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決は、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 13 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 13 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 13 号議案は、各所管の常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第 31 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 31 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 31 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第 20 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／第 20 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計予算を定めることに反対の討論を申し上げます。

当初予算は歳入歳出総額 307 億 6316 万 2000 円と、前年度比 0.2%減の予算となっています。市長は、3 月 3 日、市長提案事項説明の折、市制施行 20 周年事業についてや、一つ、安心できる暮らしづくりについて、二つ、治水対策・防災について、三つ、未来につなぐ地域と人づくりについてなどの所信表明がありましたが、市長の政治姿勢に関わることとして申し上げるのは、ふるさと納税の返礼品問題について、何も報告がありませんでした。

そもそも、ふるさと納税の委託業者の大平商会在裁判でも明確なのに、契約違反金 3807 万 8803 円の返金がなされていないことであります。

令和 2 年、令和 3 年の委託事業では、大平商会在に 1 億 5000 万円の支払いが行われているのであります。

こうした状況で、一方で市民にとっては、市税を滞納したら督促状が送られてきます。

市民にとっては、この一件、何で解決せんとですかという厳しい声を寄せられるところであります。

この件では、大平商会在が責任を負うのは当然です。

それと同時に、市長は、先頭になって契約違反金を取り戻すべきであることを強く求めるものであります。

さらに本予算には、うれしいことに、1 億 4440 万円の小学校の学校給食費無料化が長年要求されてきたのが実現をいたしました。

しかし、本予算について、5 点について、支出に問題ありとして、反対の理由を申し上げるものであります。

反対の理由の第 1 は、4 款 4 項 1 目 18 節、19 節の佐賀西部広域水道企業団補助金、負担金のさらなる増額を求めるものであります。

この 4 月から佐賀西部広域水道企業団加盟の自治体は、県下一の水道料金となります。

武雄市民は令和8年、令和9年で2億円の増額になり、令和10年からさらに1億円となり、総額3億円の値上げが予定を計画されておるところであります。

市長は、水道事業は独立採算制として市民に値上げを押しつけるのではなく、老朽水道管の更新には、水道法第1条に述べてあるように、低廉で豊富で綺麗な水を供給することが国や県の政治の責任ではありませんか。

国や県に対して強く求めるよう、求めるものであります。

反対の理由の第2は、3款3項1目12節、放課後児童クラブ運営業務委託料2億2825万1000円の支出に反対であります。

令和7年度から突然の放課後児童クラブ運営業務委託が強行されました。

現場の声に応える対応が求められているではありませんか。

民間委託は中止を求めるものです。

反対の理由の第3は、10款1項3目の報償費、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料の官民一体型学校に係る費用、総計1388万9000円の支出に反対です。

武雄市では花まる学習会と武雄市教育委員会の連携協定に基づき、平成27年度から公教育に民間の活力やノウハウを取り入れた官民一体型学校の取組を推進されています。

令和6年度をもって、この協定、10年間で満了と説明されてきましたが、さらに3年、延長となっています。

これまで官民一体型学校花まる学校に投資した費用は合計で約1億6369万9956円となります。

前市長が独断で進めたこの教育方針は直ちに中止し、撤回を求めるものであります。

反対の理由の第4は、10款4項4目の12節、図書館・歴史資料館指定管理料1億9688万3000円の支出に反対です。

前市長が独断で進めた民間委託のとき、委託料は1億1000万円に引き下げると豪語しました。しかし、令和8年度では、1億9688万3000円となっているのではないのでしょうか。

到底、認めるわけにはいきません。

さらに、歳入の行政財産目的外使用料の中の図書館本館、こども図書館に係るエントランスホール、物販コーナー、カフェスペース等を利用されている面積509平方メートルに対して、現在448万255円を徴収されておりますが、365日営業日時であり、文化会館の食堂が廃止されたことで、参考になりません。

減額対象から外して、100%の896万510円を徴収すべきではありませんか。

反対の理由の第5は、2款2項1目の14節、袴野地区道路補修工事300万円、袴野地区地すべり対策事業確定測量設計業務委託料1150万円の支出に反対です。

令和4年3月2日と4月12日に起こった東川登町、袴野地区の新工業団地予定地の上部の山ののり面が崩壊しました。

この復旧費は、工業団地売買価格に上乘せすべきと要求しましたがけれども、災害対策費で工事を進めるとして、約9億円を超える事業費でますます市民負担が増額しているではありませんか。

直ちに中止すべきであることを求めます。

以上、問題ありとして5点述べます。

令和8年度武雄市一般会計予算を定めることに以上の理由を申し上げ、反対の討論といたします。

議長／6番 吉原議員

吉原議員／おはようございます。

ただいま江原議員さんから反対の討論がなされました。

その中に、福祉文教に所管しますところが数点出てきておりますので、私のほうから賛成の立場での討論をさせていただきます。

まず、放課後児童クラブのことが出ました、民間委託ですね。

民間委託にするということは、質の向上というのが一番の目的で民間委託をされたというふうに私は認識をしております。

これまでよりも質のいい放課後児童クラブであれば、必要な予算は当初予算にのせてくる、これは当たり前ではないかと思うところでございます。

そして、花まるのことも出ました。

この花まるのことにしましては、一応、10年の契約が終わりましたが、まだ続けたいという学校の要望の下、令和7年4月から3年間の協定を結んでやられております。

そして、予算内容としても、前年度、3年間でスタートした令和7年度と同様の予算が組まれており、特別問題があるとは感じておりません。

そして、図書館についても御意見がありましたけれども、これが令和5年4月1日から令和10年3月31日までの指定管理の契約期間になっております、その途中でございまして、予算が上がったというところに関しては、昨年の9月議会の補正において物価高騰及び人件費の上昇ということで、指定管理をしている施設、どこでもですけども、その分は上がっております。

内容的には、中身に関しては、令和7年度と同様ということも担当部署から聞いております。人件費、物価高騰等々で、その分が上乘せになったことは、そこが多少影響しているというふうに思っております。

中身に対しては変わっていないというふうに思っております。

そして、使用料についても言われました。

2分の1減免という部分かと思えますけれども、これも、図書館を利用される利用者のサービス向上というところが一番の目的というふうに聞いております。

武雄市文化会館があったときにも、桄琳ですかね、レストラン、ここも2分の1だったと思います。

そこを考慮しても2分の1の減免ということに問題ないというふうに考えております。

以上です。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長／ほかに討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第20号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第29号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第29号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 29 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 29. 第 32 号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から説明を求めます。

小松市長

小松市長／「第 32 号議案 教育委員会委員の任命について」に関しまして、御説明申し上げます。

教育委員会委員であります大庭弘毅氏の任期が 4 月 28 日をもって満了いたします。

つきましては、後任として馬原由美子氏を教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和 8 年 4 月 29 日から令和 12 年 4 月 28 日までお願いするものでございます。

候補者の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長／本案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 32 号議案は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を行います。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 32 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 32 号議案、すなわち馬原由美子氏を武雄市教育委員会委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

日程第 30. 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／諮問第 1 号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本年 6 月 30 日をもって、熊野辰未氏の任期が満了することに伴い、次期人権擁護委員候補者として、引き続き、熊野辰未氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の御意見を求めるものでございます。

候補者の経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長／諮問第 1 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第 1 号については、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

諮問第1号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、すなわち熊野辰未氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

日程第31. 決議第1号 衛生処理場建設に係る基本方針および資源回収方針に関する決議案を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

7番 朝長議員

朝長議員／決議第1号 衛生処理場建設に係る基本方針および資源回収方針に関する決議案につきまして、提案理由を申し上げます。

本決議案は、昨年の12月議会で議決されました請願の趣旨、つまり地域要件付き総合評価、分離発注、成果を重視する性能発注の導入を求めた内容を整理しまして、地域連携型分離発注性能評価方式をまとめ直したものでございます。

地域との連携をきちんと評価する性能発注、そして分離発注、これを組み合わせた新しい指標となりますが、こうした取組は全国的にもあまり例がありません。

しかし、この方式そのものは実績が既にごございます。

例えば、地域連携の取組としては、玄海町の北部浄化センターが不慮の事態に陥った際も、し尿収集を止めることなく、処理場を復旧できました。

これは環境省が今進めているBCPそのものです。

BCPというのは、自然災害とかシステム障害、緊急事態においてもしっかりと事業を継続していく計画ということですが、それに当てはまるものです。

また、分離発注の例といたしましては、さが西部クリーンセンターがあり、従来の設計施工一括方式から、議会主導で設計、機械、建屋の3部門の分離発注に切り替えた結果、周知の通り、3部門全てを構成市町の業者、しかも地元武雄市の業者、企業が落札することができています。

これは大企業であれ、中小企業であれ、技術力さえあれば公正に競争できる土俵が整った証左であると思います。

このように、方式自体の有効性は十分に確認されており、一方で、導入や運用に当たっては外部からの干渉や、目に見えにくい圧力が生じる可能性も否定できないと考えております。だからこそ、この方式を円滑に推進するためにも、執行部がそうした外圧に左右されることなく取り組めるように、議会としてもしっかりと支えていくことが必要だと考えております。この決議案は、まさにその後押しの役割を果たすものでして、執行部が方針を固める際の盾となり、外からの影響を受けずに武雄市独自の判断をできる環境をつくることができると考えております。

さらに、本決議案は資源回収におきましても、特定の技術、例えば瓶回収に限定するのではなく、幅広い技術を受け入れる柔軟な仕組みが取り入れられております。

これは中小企業が持つ独自の技術やアイデアが正当に評価される仕組みづくりにもつながるものと考えております。

災害に強く、環境負荷が低く、そして、市民の税金を最も有効に使うためにも、閉ざされた方式ではなく、多様性、競争性、透明性を備えた仕組みが不可欠と考えております。

以上の趣旨から、この決議案を提出するものであります。

御賛同のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

議長／決議第1号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定をいたしました。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第32. 閉会中継続審査申出についてを議題といたします。

福祉文教常任委員長から、審査中の意見書第1号 カルテ等医療記録の保存期間見直しと保存体制の整備を求める意見書(案)については、今後も引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

福祉文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、意見書第1号は福祉文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付す

ることに決定をいたしました。

日程第 33. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出をされております。お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、当該申出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたします。

これもちまして、令和 8 年 3 月武雄市議会定例会を閉会いたします。